

工事費負担金の取扱いについて

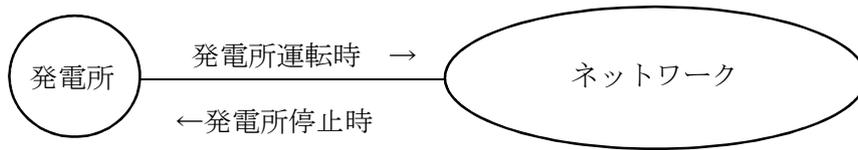
■発電設備の連系にともなう電源線の工事費負担金について

当社の託送供給を利用される場合で、発電所を当社の送配電設備（以下、ネットワーク設備）に連系するために受電側接続設備（以下、電源線）を新たに施設するときは、工事費負担金を申し受けます。

※電源線以外の工事費負担金については、資源エネルギー庁の指針（「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」平成 27 年 11 月 6 日）をご参照ください。

○電源線とは

- ・電源線とは、発電所から当社が受電することを主たる目的とする供給設備をいいます。
- ・発電所の停止時等にネットワーク設備から供給を受ける契約がある場合には、当社が受電する最大電力とネットワーク設備から供給する最大電力とを比較して、受電する最大電力の方が大きい場合は電源線となります。



当社が受電する最大電力 > ネットワーク設備から供給を受ける最大電力

→ 電源線

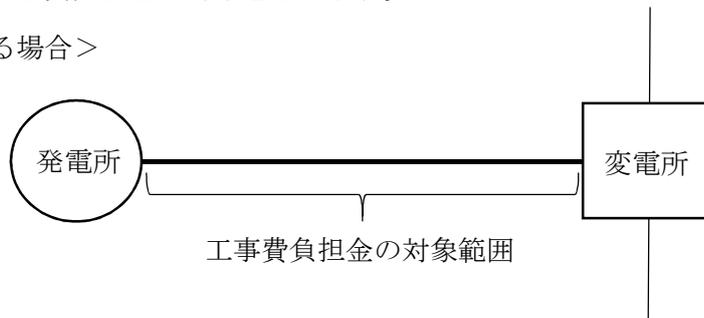
当社が受電する最大電力 < ネットワーク設備から供給を受ける最大電力

→ 負荷線

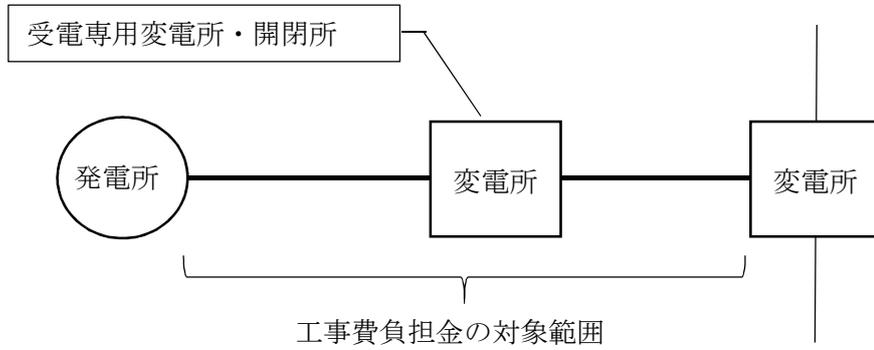
○工事費負担金の対象となる設備

- ・発電所から最初の当社変電所または開閉所までの間の当社供給設備で、発電所の連系にともなって工事が必要となる部分が工事費負担金の対象となります。

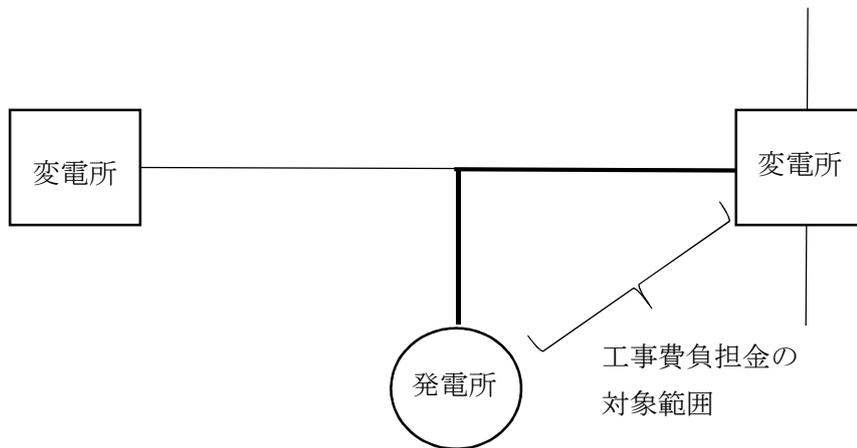
<変電所に連系する場合>



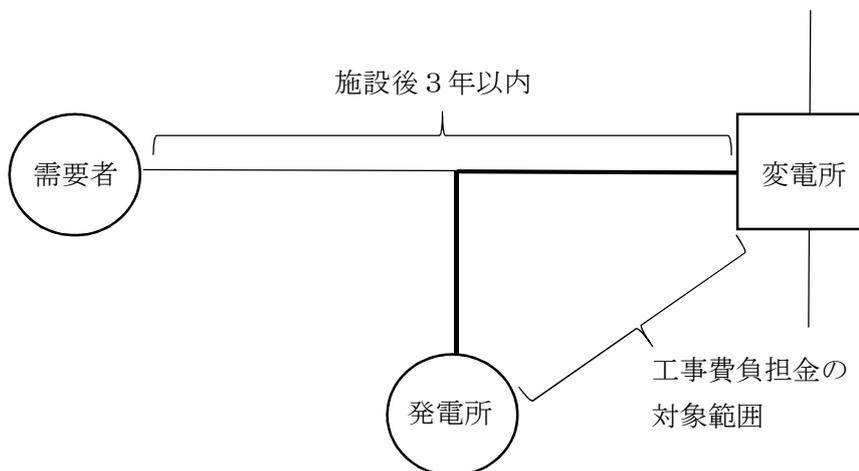
- ・発電所への事故波及防止のために専用の変電所・開閉所を施設する場合には、専用ではない変電所・開閉所までの供給設備が対象となります。



<送電線路から分岐する場合>



- ・特別高圧の場合で、施設後3年以内の既設の供給設備を利用するときは、新たに施設する供給設備とみなし、工事費負担金の対象といたします。



○共同電源線の扱いについて

- ・複数の事業者から同時に申込みがあり、複数の事業者が一部または全部を共用する電源線（以下、共同電源線）を1件の工事として新たに施設する場合は、共用する部分の工事費負担金は、原則として契約受電電力の比で按分したものといたします。

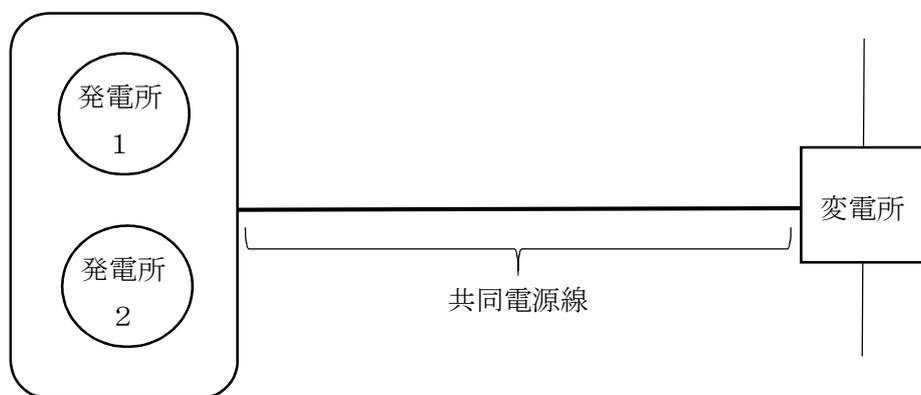
なお、複数の事業者が共同して申し込まれた場合等には、1申込みとして工事費負担金を算定いたします。

- ・共同電源線の容量は、当該2以上の契約により同時に受電する最大電力を基準といたします。

<同時申込みの場合の取扱い>

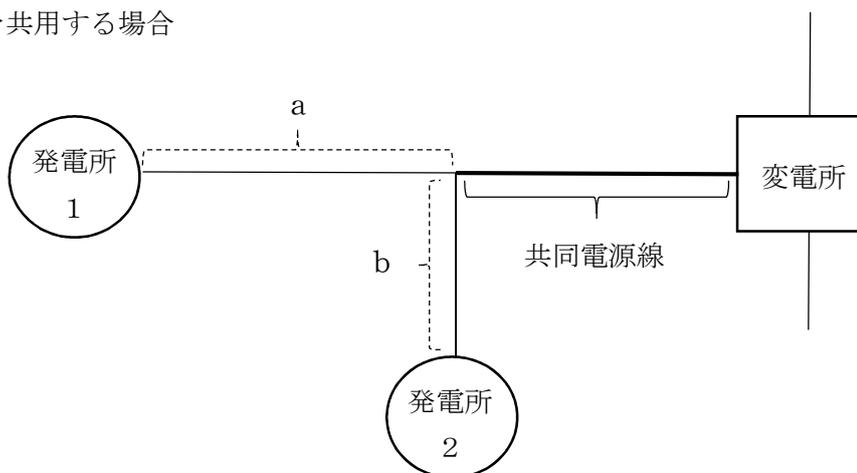
※ 次の2ケースにおける契約受電電力は、発電所1 = 8万kW、発電所2 = 2万kWとします。

◇電源線の全部を共用する場合



- ・工事費負担金を8 : 2の比率で按分します。

◇電源線の一部を共用する場合

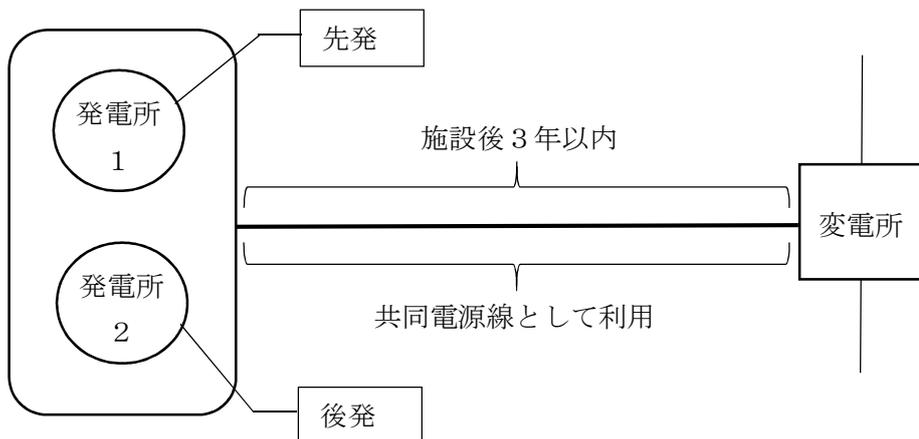


- ・共同電源線部分を8 : 2の比率で按分し、それぞれ単独使用部分（aとb）と合わせたものを工事費負担金とします。

<施設後3年以内の特別高圧電線路に新たな電源（後発電源）が連系する場合>

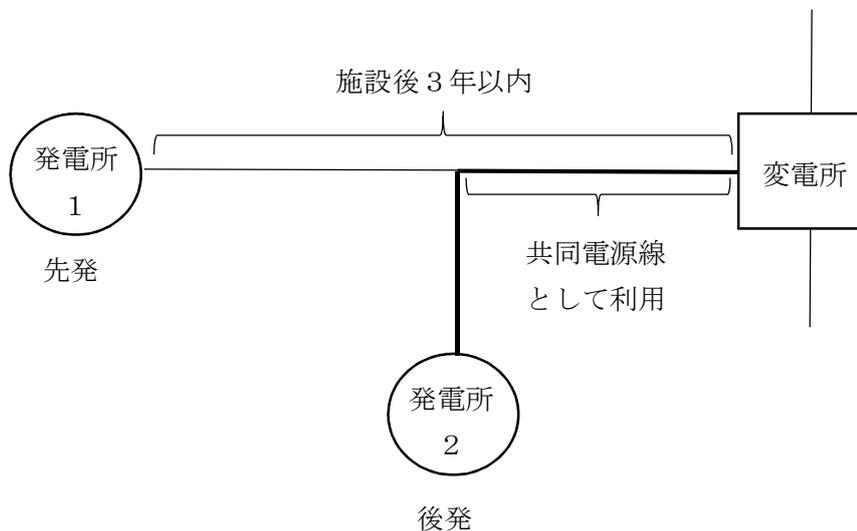
- ・特別高圧の場合で、施設後3年以内の電源線を共同電源線として利用するときは、施設時点にさかのぼって工事費を算定し直します。

◇後発電源が電源線の全部を共用する場合



- ・施設時点において共同電源線として施設したものとみなして工事費を再算定します。

◇後発電源が電源線の一部を共用する場合



- ・後発電源が利用する部分を、施設時点において共同電源線として施設したものとみなして共同電源線部分の工事費を再算定します。